

「全域サービスを考える：日米での歴史と現状」

川崎 良孝

History of the Public Library's Mission "To All" in the United States and Japan

Yoshitaka KAWASAKI

[要約]

本稿はアメリカと日本における全域サービスへの歴史的展開過程を素描したものである。アメリカの場合、自治体から州、そして戦後の連邦の関与というプロセスを経て、全域サービスを展開させてきたが、1960年代の社会および図書館の状況を受けて、全域サービスの思想的転換がみられることを強調した。一方、日本では1970年代から図書館設置は着実に進展しているが、町村での公立図書館設置という点では図書館先進国に大きく遅れている。

はじめに

みなさんこんにちは、京都大学の川崎です。専門はアメリカの公立図書館の歴史と現状、それに表現の自由と図書館との関係の研究です。今日は、「全域サービスを考える：日米での歴史と現状」という題目で発表させていただきます。

図書館が“public library”（＝公立図書館）であるためには、4つの要件が前提として必要です。すなわち、(1)無料であること、(2)すべての住民を対象にしていること、(3)公費が投入されていること、(4)図書館法を持っていることです。少し要件を厳しくしますと、公費とは地方税（国や県の税金ではない）で大部分が賄われ、すべての住民とは基本的に税負担をしている当該地方自治体の住民を意味します。この4つの要件をすべて満たすという意味での“public library”は英米で1850年頃、日本では第2次世界大戦後の1950年に採択された図書館法によって確立しました。すなわち図書館の歴史は非常に長いのですが、この4つの要件をすべて満たす現在という“public library”（＝公立図書館）は非常に新しく、英米で150年ほど、日本では半世紀ほどの歴史しかありません。

図書館が“public library”であるためには、上の要件(2)「すべての住民を対象にしていること」を満たす必要があります。今日はこの「すべての住民へのサービス」を展開するために、アメリカや日本でどのような取り組みがなされてきたのかを、歴史的に大きな視点から説明したいと思っています。

少し日本の公立図書館設置状況について数値を示しておきます。＜表1＞「日本の公立図書館数」が示すように、1980年から2007年の間に1,290館から3,091館へと2.4倍になりました。毎年60館から70館程度コンスタントな増加を続けています。設置自治体別では、特に市区立図書館、町村立図書館が増加しています。

<表 1> 日本の公立図書館数(1980-2007)

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2007
合 計	1,290	1,601	1,898	2,270	2,613	2,931	3,091
(指数)	100	124	147	176	203	227	240
都道府県立	72	71	67	67	66	62	62
(指数)	100	99	93	93	92	86	82
市 区 立	878	1,106	1,296	1,467	1,574	2,042	2,416
(指数)	100	126	148	167	179	232	275
町 村 立	340	424	535	736	973	829	613
(指数)	100	125	157	216	286	244	180

出所：『日本の図書館』各年次より作成。なお、市区立には、広域市町村圏立を含む

この場合、重要なのは館数よりも設置率でしょう。都道府県立の場合は1980年の時点で設置率は100パーセントでした。市区立図書館の設置率は1980年の81パーセントから2007年には98.0パーセントに上昇しました。町村立図書館の設置率は1980年の13パーセントから2007年には51.9パーセントと上昇しています。すでに指摘しましたが、公立図書館の基本的な設置は地方自治体の責任です。そうすると現在の日本の町村立図書館の設置率が51.9パーセントですから、約半数の町村には依然として公立図書館が存在しません。すなわち国全域を対象に図書館設置という観点からみた場合、日本ではまだ「すべての住民へのサービス」は実現していないということになります。

次に人口100万人の都市に1つの大規模な図書館があるという状態を考えてみましょう。この場合、「すべての住民へのサービス」が実現されていると言えるでしょうか。たしかにその都市の住民は誰もが、この図書館を使えます。そういう意味では、この都市は「すべての住民へのサービス」を実現していると言えそうです。しかし日米でいう「すべての住民へのサービス」というのは、「住民の日常生活の中で身近に図書館が利用できる」ということを意味します。そのように考えると人口100万人の都市に大規模館が1つという状態は、「すべての住民へのサービス」を実現しているとは言えないわけです。

さらに人口100万人の都市が大規模な中央館と分館を合わせて20館（人口5万人に1つの図書館）をシステムとして整備し、自動車図書館サービスも展開しているとします。この場合、その都市の住民は日常的に図書館を利用でき、そうした意味では住民に近いところで、地理的には「すべての住民へのサービス」が実現したことになります。しかし施設に入っている人（病院、刑務所、高齢者ホームなど）、寝たきりの人、障害者、中国ですと中国語を話せない人などは、現実には図書館サービスを活用できません。こうした人も視野に入れないと「すべての住民へのサービス」は実質化しないということになります。

「すべての住民へのサービス」というのは言葉としては簡単で、それに何よりも公立図書館の前提となる要件なのですが、同時に到達すべき目標でもあり、非常に奥の深い概念だと思います。以下、アメリカでの取り組みと日本での取り組みの概略を報告していきます。

1 アメリカでの「全域サービス」への歴史的展開

1.1 ボストン公立図書館の成立・波及・システムの構築：1850年代から

1854年にボストン公立図書館が開館し、周辺の町に公立図書館が広まっていきます。1850年代には35の公立図書館が成立しましたが、すべてがニューイングランドでした。内訳はマサチューセッツ州30、ニューハンプシャー州4、メイン州1でした。1850年から1876年の間に多くの州が公立図書館法を採択し、州法の広まりとともに公立図書館は五大湖や中西部の方に伸びていきます。1876年になると、シンシナティ、デトロイト、セントルイス、クリーヴランド、インディアナポリス、シカゴで、公立図書館が成立していました（Robert E. Lee, *Continuing Education for Adults through the American Public Library, 1833-1964*, Chicago, American Library Association, 1966, p. 10-11）。こうした公立図書館の展開にボストンが実践面および思想面で果たした大きな役割は、公立図書館史で共通の認識になっています。

アメリカ大都市で最初のボストン公立図書館は、メイソン（Mason）街アダムズ校舎の2つの部屋で1854年3月20日に開館しました。そして1858年にはボイルストン（Boylston）街に新館を建設し、1895年にはコプリー広場（Copley Square）に壮大な図書館を設置します。一方、ジャスティン・ウィンザー（Justin Winsor）の館長時代（1868-1877）から、市全域へのサービスを目指して積極的に分館設置に着手します。アメリカ最初の分館イースト・ボストン分館（1871, East Boston）を皮切りに、サウス・ボストン分館（1872, South Boston）、ロックスバリー分館（1873, Roxbury）、さらにチャールスタウン（Charlestown）、ブライトン（1874, Brighton）、ドーチェスター（1875, Dorchester）、サウス・エンド（South End）、ジャマイカ・プレーン（1877, Jamaica Plain）という具合で、いずれも固定施設、専任職員、固有の蔵書を有する分館でした。1877年になると中央館に加えて8館の分館を擁していたことになります。1878年の『ボストン市立図書館理事会報告』（*Twenty-Sixth Annual Report of the Trustees of the Public Library of the City of Boston, 1878*, p. 23, 56, 63）をみると、蔵書総数345,734冊（分館蔵書は18,681冊から6,620冊）、貸出冊数は1,183,991冊（分館の最大貸出冊数は140,751冊）となっています。職員は中央館78名（正規職員69、日曜開館などの臨時職員9）、分館61名（正規職員35名、臨時職員26名）です。すなわち正規職員104名、臨時職員35名、総計139名です。一方、1876年のボストンの人口は1870年の国勢調査では250,526人、1880年では362,839人となっています。したがって1876年頃のボストンの人口は大まかに30万人と把握してよいでしょう。人口30万人と仮定しますと、住民37,500人に1つの図書館（固定施設、専任職員、固有蔵書をもつ図書館）があり、住民1人当たりの蔵書冊数は1.15冊、住民1人当たりの貸出冊数は3.94、そして住民2,884人に1人の正規図書館職員を擁したことになります。すなわち住民が日常的に利用できるという意味での図書館整備は、ボストンの場合、1880年には一応の水準に達していたと言えます。こうした大都市での分館の整備は1890年代から積極的に行われます。これには次節で述べるカーネギーの寄付が関係してきます。

1.2 図書館設置についての格差の問題と州の関与：1890年代から

1890年代から1910年代は図書館数とサービスの拡張期で、特に図書館数という点ではカーネ

ギーの寄付、州図書館委員会の活動、カウンティ・ライブラリーの開始が重要になります。アンドリュー・カーネギー (Andrew Carnegie) は1886年から1919年までに4千万ドル以上を寄付し、1,412の市町村に1,679の建物を寄付します (George Bobinski, *Carnegie Libraries*, Chicago, American Library Association, 1959, p. 3)。大都市の場合、カーネギーの寄付によってニューヨーク市は一挙に66館 (1899年に寄付決定)、ピッツバーグ9館 (1890)、ルイヴィル9館 (1899)、セントルイス7館 (1901)、サンフランシスコ8館 (1901)、シアトル7館 (1901)、オレゴン州ポートランド7館 (1901)、デトロイト9館 (1901)、デンバー9館 (1902)、シンシナティ9館 (1902)、ニューオーリンズ6館 (1902)、クリーヴランド14館 (1903)、フィラデルフィア25館 (1903) という具合に図書館が整備されていきました (“Appendix B: List of Communities in the United States Receiving Carnegie Grants for Public Library Buildings,” in *ibid.*, p. 207-242)。

大まかな計算をしますと、1896年当時の公立図書館数が971館、1923年当時は3,873館なので (U.S. Bureau of Education, *Statistics of Libraries and Library Legislation in the United States, 1895-1896*, Washington DC, GPO, 1897; William S. Learned, *The American Public Library and the Diffusion of Knowledge*, New York, Harcourt, 1924, p. 71-73)、1897年から1923年の間の図書館数の増加は2,902館になります。一方、既述のようにカーネギーが寄付した図書館数は1,679ですから、この期間に建設された図書館の約60パーセントがカーネギーの恩恵をこうむっていることになるのです。中小の地方自治体はもちろん、上に示しましたように大都市公立図書館はカーネギーの寄付を利用して、この時期に積極的に分館を設置し、図書館システムを構築しました。なお1896年当時のアメリカの人口は約7,200万人、図書館数971館ですから、約74,000人に1つの図書館があったことになります。それが1923年には人口は約1億1千万人、図書館数3,873なので、約28,000人に1つの図書館があるまでになりました。このように図書館設置という観点からみると、1920年頃にはかなりの水準に達していたのです (参考までに日本の2006年の時点では41,000人に1つの図書館になります)。

しかし予想できることですが、人口が多く経済力が強い都市に公立図書館は偏在する傾向があります。公立図書館がない自治体の場合、住民は図書や情報の獲得という点で不利な立場に置かれます。こうした人口の少ない自治体への図書館サービスについて、まず図書館先進地域のマサチューセッツ州が措置を講じ、その措置を他州が見習うことになります。すなわち1890年に同州は州図書館委員会 (state library commission) を設置し、小さなコミュニティでの図書館発展に力を注ぎ、図書館建設、巡回文庫、停本所の開設に力を入れます。また図書選択や実務的な助言を提供し、夏に図書館講習を開催します。マサチューセッツ州の場合、1890年に州図書館委員会が成立した時点、州内341のコミュニティのうち、約30パーセントにあたる103に公立図書館がありませんでした。1890年国勢調査では、この103のコミュニティの人口は131,102人で、州人口の6パーセント弱でしかありません。州内のコミュニティの30パーセントですが、人口は6パーセントです。この数値は人口が希薄な貧しいコミュニティで図書館建設が進んでいないことを示しています。しかし州が図書館開館時の図書購入などに補助金を拠出したため、1899年には103のうち96で公立図書館ができていました (Herbert B. Adams,

“Public Libraries and Popular Education,” *Home Education Bulletin*, University of the State of New York, No. 31, 1900, p. 111-112)。マサチューセッツ州では、カーネギーの寄付が大規模に始まる前に、すでに図書館空白地帯はなくなっていました。空白地帯をなくすために、自治体より大きな行政の枠である州が関与し、援助の手を差し伸べたということです。

第3にカウンティ・ライブラリーです。市町村すなわち地方自治体とは、一定の地域に一定の人口の集団があり、その集団の多種多様な行政需要を満たす政府を持つ団体であり、住民の要請で州がそうした団体の設置を認めます。したがって地方自治体は人口の集中を前提とします。一方、カウンティは州政府の側から、州の事務を補完的に遂行する下部機構として創設された地方団体であり、その性格上、州全域を覆っている場合が多いことになります。ちなみに1970年の合衆国の人口2億3千万人のうち、地方自治体に住む人口は約65パーセントですが、カウンティでは約90パーセントです（金子善次郎『米国連邦制度』ぎょうせい, 1977, p. 9）。カリフォルニア州の場合は州全域がカウンティで覆われており、地方自治体の外に住む住民にとって最も近い地方団体はカウンティです。

カウンティ・ライブラリーの道を開いたのはカリフォルニア州で、1911年に州議会で採択された法律は、カウンティ理事会の裁量でカウンティ・ライブラリーを設立できると定めていました（Harriet C. Long, *County Library Service*, Chicago, American Library Association, 1925; Raymond E. Held, *The Rise of the Public Library in California*, Chicago, American Library Association, 1973）。カウンティ・ライブラリーはカウンティ内にある市町村立図書館を自動的に排除しますが、市町村立図書館がカウンティ・ライブラリーに参加を申し出た場合は、カウンティ・ライブラリーに参加できます。1925年頃になると、カリフォルニア州内の58のカウンティのうち42でカウンティ・ライブラリーがあり、蔵書は250万冊、分館や停本所4千か所にのぼっていました。また60の市町村立図書館が参加しており、カウンティ・ライブラリーに属した方がすぐれたサービスができることを示しています。多くの市町村立図書館がカウンティ・ライブラリーに参加したのは、独立性と自律性を侵害されずに、いっそう広範で深いサービスが提供できるからです。

こうしたカウンティ・ライブラリーの特徴を2つにまとめておきます。まず人口希薄な地域での図書館サービスの不在と弱体を解消する取り組みとしてのカウンティ・ライブラリーです。第2に図書館という施設よりもサービスを重視したということです。固定施設も設けましたが、学校、店、役場、一般家庭などに蔵書をおき、蔵書を頻繁に交換しました。カーネギーの寄付はまさに建物に焦点をあてたのですが、カウンティ・ライブラリーはサービスに焦点をあてたということで、これは重要なことです。

1.3 図書館設置についての格差の問題と国の関与：1950年代から

「イギリスの市民は公立図書館サービスを受けるのに1マイル以上歩く必要はない。ところが合衆国では2,600万人が公立図書館サービスを受けられないし、そのほかに5千万人が極めて不十分なサービスしか受けていない」（Robert F. Vollans, ed., *Libraries for the People*,

London, Library Association, 1968, p. 239-240)。これは第2次大戦後の1951年にイギリスに留学したアメリカの図書館員の言です。第2次世界大戦後のアメリカ公立図書館の未設置地域は、人口の希薄なところや経済力の弱いところに集中していました。

こうした合衆国全域での図書館空白地帯を意識して、第2次世界大戦前からアメリカの図書館界は連邦が人口希薄な地域へのサービスに積極的役割を果たすことを期待し、ロビー活動を実施していました。この期待を実現したのが1956年の図書館サービス法（LSA, Library Services Act）で、同法は公立図書館に関する最初の連邦法です（森耕一「公立図書館と国家」、「アメリカ図書館振興法の成立」『公立図書館の歴史と現在』日本図書館協会, 1986, p. 121-140, 141-155; James W. Fry, “LSA and LSCA,” *Library Trends*, vol. 24, 1975)。この法律の目的は、公立図書館が存在しないか、あってもサービスが不十分な人口1万人未満の地域にたいして、新しい図書館サービスの促進を援助することでした。連邦の補助金は当該プログラムの33パーセントから66パーセントの間です。

この時限立法の資金は移動図書館に使われる場合が多く、また同法の効果を疑問視する人も多かったです。同法は連邦が直接に図書館サービスをするのではなく、連邦の補助金をきっかけとして、そののちは州以下の努力に期待していました。しかし補助金が打ち切られた時点で縮小したり形骸化したサービスも多く、法律の効果は州でさまざまでした。

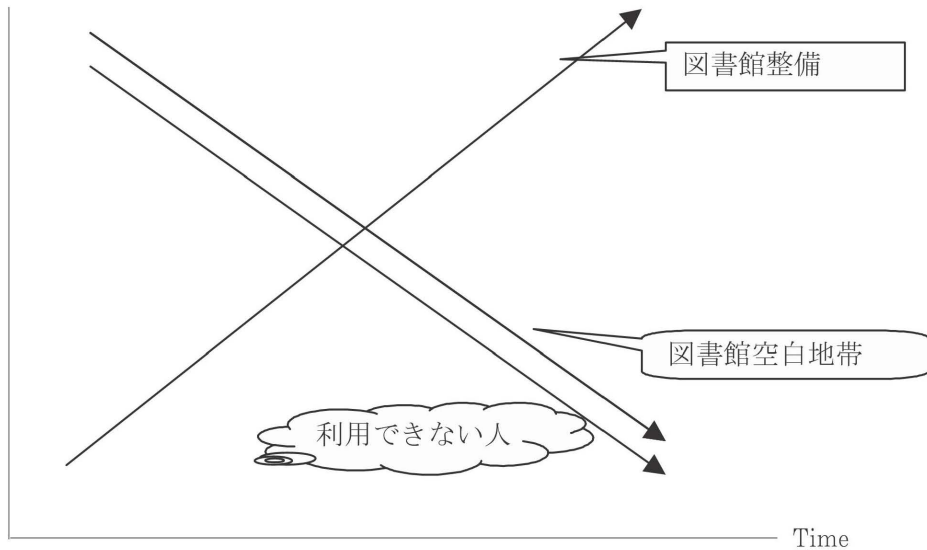
しかし最も重要なことは、各州が州図書館振興機関（state library agency）を設置したことです。まず連邦は各コミュニティに直接的に補助金を出すではありません。次に企画、連絡、調整の役割は州が担当します。そして補助金を得るには、州レベルの図書館振興機関を設置し、この機関が公立図書館の整備計画を作成しなくてはなりません。このように州が図書館サービス法の実質的な運営を担うことで、州全域での図書館サービスの状況が把握され、州内でのサービスの格差や、州と州との格差に関心が高まりました。図書館サービス法の最大の効果は州図書館振興機関の設置にあったといわれています。

1.4 1850年代から1950年代までの「すべての住民へのサービス」：まとめ

ボストン公立図書館が成立したのち1890年までは、各自治体が公立図書館を設立してきました。1890年頃から州が図書館サービスに関与を開始し、州図書館委員会を設置することで、巡回文庫や小さな町での図書館設立に刺激を与え始めました。またカーネギーは小さな自治体での図書館建設、大都市での分館設置に大きな影響を与えたのです。さらにカウンティ・ライブラリーは人口希薄なコミュニティへの図書館サービスの提供、および図書館は施設ではなくサービスであるという考えを具体的に示しました。このように考えますと、人口1万人未満の人口希薄な地域を対象とした1956年の図書館サービス法は、公立図書館が成立したのち一貫して続いてきた図書館サービスの空白地帯をなくすために、最後の切り札として構想され実践されたと考えてよいと思います。言葉を換えて言えば、地域や州でのサービスの偏在や格差をなくすために、連邦という最大の行政単位が介入を試みたといえます。以上のことから、1850年代から1950年代までの図書館整備、図書館利用者、図書館空白地帯について、図書館界の認識の構図を図示すると<図1>『すべての住民へのサービス』に向けての図書館界の認識の構図：1

850-1950s」のようになります。すなわち図書館整備が進むとともに空白地帯は減少し、図書館を利用できない人も減じていくという、きわめて自然な考えといえるでしょう。

<図1> 「すべての住民へのサービス」に向けての図書館界の認識の構図：1850-1950s



1.5 1960年代の転換

1963年1月、ケネディ大統領は教育に関する特別教書で公立図書館の現状について次のように述べています。

公立図書館は継続教育のために重要な機関である。それにもかかわらず、1,800万人の国民が公立図書館サービスを受けていないし、1億1千万人以上が不十分なサービスしか受けていない。アメリカの公立図書館建築は古いものが多くて10年間に2パーセントしか改築されていない。中西部の、ある豊かな町でも、全公立図書館の85パーセントは1920年以前に建てられたものである (James W. Fry, “LSA and LSCA,” *Library Trends*, vol. 24, 1975, p. 14)。

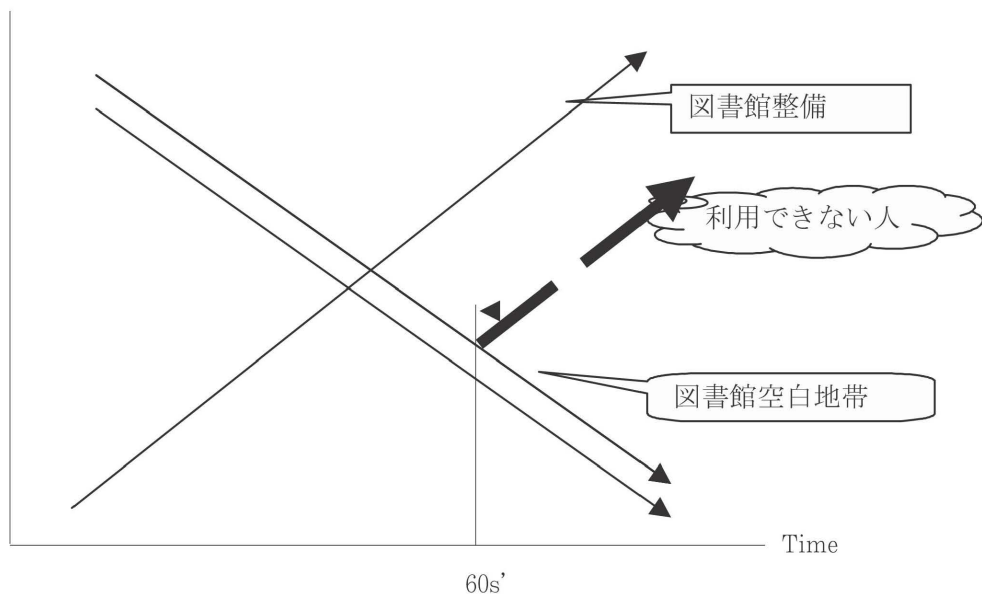
ケネディは農村だけでなく都市部にも法律を適用すること、図書館の建設にも補助金を出すことを主張しました。これを受けて1964年には図書館サービス法にかわって、図書館サービス・建設法 (LSCA, Library Services and Construction Act) が成立します。この時限立法は何度も改正や延長を繰り返して、1996年には図書館サービス技術法 (LSTA, Library Services and Technology Act) になり、現在にいたっています。

図書館サービス・建設法の特徴は、その時々改正点も含めて次のようです。同法にもとづいて連邦補助金を受ける事業は州が執行します。州図書館振興機関は、州内の図書館発展に関する基本計画、長期計画、単年度計画を作成して、連邦教育局長に提出しなくてはなりません。この法律は、「図書館サービス」、「公立図書館の建設」、「図書館の相互協力」、「高齢者サービ

ス」で構成され、「図書館サービス」は以下のような項目で構成されています。(1)恵まれない人へのサービス。識字学級、成人教育学級、遠隔地や外出困難な人へのサービスを含みます。(2)施設収容者へのサービス。刑務所、感化院、精神病院、療養所、老人ホームなどへのサービスを指します。(3)身体障害者へのサービス。(4)英語をよく話せない人へのサービス。(5)州の図書館振興機関の強化。(6)大都市公立図書館の充実。以上のように図書館サービス・建設法は人口1万人未満という制限を取り外すとともに、大都市公立図書館に注目したのです。

図書館サービス法から図書館サービス・建設法への移行をみると、＜図1＞の図式が崩れていることが明瞭になります。公立図書館は都市部から周辺部へ、そして人口希薄な地域に進展していきました。こうした発展は図書館史上の1つの法則と言えるかも知れません。これを法則とするならば、図書館サービス法が人口1万人未満の農村部を対象とし、のちに成立した図書館サービス・建設法が農村部という枠を外すとともに、歴史的に最も図書館整備が進んでいる大都市に重点を移したのは奇異な感じがします。ここでの図書館界の認識の構図は＜図2＞『『すべての住民へのサービス』に向けての図書館界の認識の構図：1960s-』で示されます。図書館整備が進むと、図書館空白地帯は減少し、したがって図書館を利用できない人も減少するというのが1950年代までの基本的な認識でした。しかし1960年代にこの認識は崩壊します。図書館整備が進み、図書館空白地帯が減少しても、むしろ図書館を利用できない人が増大しているという認識が生まれてきたわけです。

＜図2＞「すべての住民へのサービス」に向けての図書館界の認識の構図：1960s-



1.5.1 人口構成の変化と図書館利用

1970年頃の状況を国勢調査などにもとずいて概観すると以下ようになります（Cathleen Palmini, *Better Libraries Create Better Cities: A Study of Urban Library Needs*, Urbana, Illinois, Urban Library Trustees Council, 1972, p. 1-3）。1950年代中葉から白人は都市から郊外へと移動し、都市中心部には貧しい人や恵まれない人が流入し、これは相乗効果を生み、白人中産階級の脱出に拍車をかけました。黒人、プエルトリコ人、メキシコ人、それに東南アジアからの移民などが大都市に集中してきました。1950年代の10年間に中心都市の白人人口は5.7パーセントしか増加しませんでした、非白人人口は50.6パーセントも増加しました。続く1960年代の10年間に中心都市の白人人口は0.2パーセント減じ、非白人人口は32.1パーセント増加したのです。ニューヨーク、ワシントン・D.C.、フィラデルフィア、シカゴ、クリーヴランド、および大部分の南部の大都市では、公立学校の生徒の約70パーセントが労働者階級の子弟で、その約2分の1はスラムの子どもです。教育、衛生、福祉、警察、消防といった公共サービスの充実が必要なものの、大都市にはこれらを十分に賄う財力がありません。一方、周辺の白人地域は中心都市より4倍も人口が増し、財政力も強力になりました。そのため以前は中心都市に存在した良質のサービスを独自に提供できるようになりました。中産階級の流出は商工業の分散と同時進行し、市の歳入を大幅に減じています。また郊外での商工業の発達は大都市住民の就業の機会を奪うこととなりました。

このような変化の結果、大都市の図書館利用は大幅に減少します。たとえばクリーヴランド公立図書館の利用統計の変遷は、＜表2＞「クリーヴランド公立図書館：貸出冊数の変遷」のようになっています（C. H. Cramer, *Open Shelves and Open Minds*, Cleveland, Press of Case Western Reserve University, 1972, p. 217）。

＜表2＞クリーヴランド公立図書館：貸出冊数の変遷

	1935 年	1955 年	1970 年
中 央 館	1,566,104	692,756	734,904
病院や施設	440,080	324,263	270,459
視覚障害者部門	21,915	71,981	242,728
分 館	5,794,952	3,215,814	1,971,925
計	7,623,051 冊	4,304,814	3,220,016

中央館の場合、1935年と比べて1970年の貸出冊数は156万冊から73万冊に半減しています。この低下は1950年代に通俗書の貸出図書館から学術図書館へ変化したこと、および中央館付近の住民構成の変化にもよりますが、貸出冊数の低下には目を見張るものがあります。しかし重要なのは36の分館で、1935－1970年までに貸出冊数は580万冊から190万冊と約3分の1に減少しました。1970年当時、分館の平均貸出冊数は年5万冊にまで低減していたのです。

さらに1970年以降の大都市での人口と貸出冊数の変遷を示したのが<表3>「大都市での人口と貸出冊数の変遷：1970年代」です（Lawrence H. White, *The Public Library of the 1980's*, Lexington, Mass., Lexington Books, 1980, p. 26）。

<表3>大都市での人口と貸出冊数の変遷：1970年代

	人口の変化a	貸出冊数の変化b
・クリーヴランド	-19%	-37%
クヤホガ	- 2	+21
・ボルティモア	-11	-40c
ボルティモア	+ 3	+71
・セントルイス	-17	-33
セントルイス	+ 3	+16
サンディエゴ	+15	-20
サンディエゴ	+34	+66
・ワシントン・D.C.	-10	-42
フェアファックス	+ 8	+34

注 a: 1970-77年、 b: 1970-78年、 c: 1968-78年

クリーヴランドの場合、1970-1977年の間に人口は19パーセント減少し、1970-1978年までに貸出冊数は37パーセント低下しました。一方、同市を取り巻くクヤホガ・カウンティでは、同じ時期に人口は2パーセント減少したものの、貸出は21パーセント増加しています。大都市の貸出冊数はいずれも大幅に減少（20パーセントから42パーセント）し、一方、周辺のカウンティはいずれも人口の増加に比べて大幅な貸出冊数の増加（16パーセントから71パーセント）を記録したのです。

以上のことから貸出について次のように結論できます。まず1960年以降の伸びは全国的に生じたのではなく、大都市周辺のカウンティ、すなわち白人中産階級の住宅地で顕著な伸びを示しています。一方、非白人が多く住む大都市での貸出の激減は、白人中産階級の脱出に加えて、流入する非白人や低所得者層を利用者に転化できなかったことを示しているのです。

1.5.2 アメリカ社会の変化

もう少し広い視点でアメリカ社会を眺めてみましょう。1954年のブラウン対教育委員会事件判決（*Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954)）において、合衆国最高裁は白人と黒人の「分離は本質的に不平等である」という判決を下しました。そののち公民権運動が高揚していきます。特に1964年公民権法の意図は、黒人を中心とするすべての非白人を対象に平等取り扱い問題の解決を促進することにあります。1963年と1964年の社会状況をみると、1963年2月にケネディ大統領は公民権に関する特別教書を発表します。4月と5月には、アラバマ州バーミングハムで人種差別反対デモが起こり、連邦軍が出動しています。6月には、全国

黒人向上協会（NAACP）の指導者メドガー・エヴァーズ（Medgar Evers）がミシシッピ州ジャクソンで射殺され、大規模な抗議デモが起こります。8月に実施された「自由の行進」には20万人が参加しました。11月にケネディが殺され、ジョンソンが大統領に就任します。1964年1月、ジョンソンは年頭教書で貧困の追放を強調し、5月には「偉大な社会」の建設を発表することになります。引き続き7月に1964年公民権法が成立し、またハーレムやニューヨーク州ロチェスターで暴動が起こっています。

こうした状況を受けて、1964年2月には図書館サービス法にかわって図書館サービス・建設法が成立しています。既述のように図書館サービス・建設法は、(1)恵まれない人へのサービス、(2)施設収容者へのサービス、(3)身体障害者へのサービス、(4)英語をよく話せない人へのサービス、(5)州の図書館振興機関の強化、(6)大都市公立図書館の充実などを特徴としていました。(1)から(4)のサービスは総称的にアウトリーチ・サービスと呼ばれています。アウトリーチ・サービスとは、公立図書館のサービスエリアのなかに存在しながら、サービスを享受していない、あるいはサービスを享受できない特定の人びとの集団へのサービスをいいます。アウトリーチは、人口構成の変化と図書館利用の低下、差別への意識の高揚、「偉大な社会」の建設や「貧困との闘い」といった連邦政府が掲げた政策を直接的な背景として、1960年代の中葉から本格的に取り組みされてきました（Patricia Hanna, *People Make It Happen*, Metuchen, N.J., Scarecrow Press, 1978, p. 78; 1960年代後半から1970年代前半の図書館状況については、以下を参照。トニ・セイメック『図書館の目的をめぐる路線論争：アメリカ図書館界における知的自由と社会的責任 1967-1974年』川崎良孝・坂上未希訳、京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2003; メアリー・リー・バンディ、フレデリック・スティロー『アメリカ図書館界と積極的活動主義：1962-1973年』川崎良孝・森田千幸・村上加代子訳、京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2005）。そしてアウトリーチ・サービスへの取り組みは現在も続いているとともに、いっそう重要なものになってきています。

本章第1節から第4節では図書館設置という最も基礎的な面からすべての人びとへのサービスにいたる歴史的展開を素描しました。それは<図1>の図式で集約できます。そこでは公立図書館は遍く設置され、すべての住民に扉を開き、すべての住民がサービスを受けることができます。しかし第5節で示したことは、こうした意味でのすべての人びとへのサービスの提供が、決して実態としてすべての人びとが利用できるサービスにはならないということです。この認識は<図2>の図式で集約できます。こうした認識が公立図書館史上、最も顕著に現れたのが1960年代後半から1970年代の前半で、そこでは公立図書館の社会的責任についての議論が沸騰します。そして図書館サービスの全体的な再検討がされ、実際に具体的な試みがされました。その詳細を述べる必要はありませんが、大まかに形態面に注目して整理すると以下のようになります。まず第1に、公立図書館のサービスエリアの中にいながら物理的に図書館利用ができない人びとへのサービスです。これには入院患者、受刑者、寝たきりの人、視覚障害者などの障害者、高齢者ホーム入居者などが該当します。そこでは図書館サービスを施設などに持ち込むという方向が取られるとともに、関係団体との協力が重視されます。第2に、公立図書館のサービスエリアの中に居住し、物理的には図書館を利用できるものの、実態として図書館

サービスを受けられないという場合があります。例えばスペイン系住民の密集地域の分館にスペイン語の資料がないとか、資料構成があまりに白人中産階級向けで地域住民の関心に合致しないといったことです。連邦の管轄下にある図書館サービスになりますが、原住アメリカ人の居留地で図書中心のサービスの展開も的確とはいえません。歴史的に原住アメリカ人は活字よりも口伝、口承を重視してきました。スペイン系の地域の分館にスペイン語を話す図書館員がいないことも、この範疇に含まれます。さらに言語、特に英語を十分に読み書きできない人へのサービスがあります。これについては図書館プログラム（例えば図書館の集会室を利用する英語教室など）や識字プログラムを他団体と提携しつつ実施するという方向です。この種の取り組みは現在も続いています。

なおこのように概観してきますと、アウトリーチ・サービスというのは、図書館が歴史的に推し進めてきた図書館設置による「すべての人へのサービス」という考え（＝図1）にたいして、対抗する概念として出現し、取り入れられてきた概念だと思います。単に図書館サービスの拡張というものではなく、明確な時代背景を持つサービス概念であり、それを確認しておくのは重要なことだと思います。

続いて、日本での「全域サービス」、「すべての住民へのサービス」について考えていきたいと思います。

2 日本での「全域サービス」への歴史的展開

2.1 図書館法の成立から1963年まで

1950年に日本で初めて、(1)無料であること、(2)すべての住民を対象にしていること、(3)公費が投入されていること、(4)図書館法を持っていることという4つの要件を備えた公立図書館法が成立しました。しかし法の成立がすぐに公立図書館サービスの発展に結びつくわけではありません。例えば1960年9月号の『図書館雑誌』は「公共図書館は沈滞しているか」を特集しました。そこでは予算は伸び悩み、図書館サービスを改善しようにも手詰まりの状態に陥っているのがはっきりしました。住民との結びつきを強めて新しい道を求めようとし、不読者層の開拓をスローガンにしたりしました。しかし一言でいうと、この時代は停滞した時代といえます。

そののちの公立図書館の設置について、＜表4＞「日本の公立図書館数（1959-1980）」を示しておきます。

都道府県立図書館は1959年から一貫して数が少なくなってきます。一方、市区立の図書館は特に1970年代に顕著な伸びを示しています。町村立図書館は市区立ほどではありませんが、やはり1970年代に一定の伸びを示しています。図書館設置という観点からしますと、1960年代は低調で、1970年代から増加するということになります。

ところで1970年の図書館設置状況を少し詳しく設置率で示したのが＜表5＞「日本の1970年当時の図書館設置率」です。

<表 4> 日本の公立図書館数（1959-1980）

	1959	1962	1970	1975	1980
合 計	723	701	847	1,017	1,290
(指数)	100	96	117	141	178
都道府県立	110	81	81	77	72
(指数)	100	74	74	70	65
市 区 立	414	426	526	682	878
(指数)	100	103	127	165	212
町 村 立	199	194	240	258	340
(指数)	100	97	121	130	171

出所：『日本の図書館』各年次より作成。なお、市区立には、広域市町村圏立を含む

<表 5> 日本の1970年当時の図書館設置率

			1980年	2007年
市数	設置市数	図書館数（本館・分館）	669 541	805 789
595	411 (69.1%)	526 (475・51)	設置率81%	98%
町数	設置町数	図書館数（本館・分館）	2,609 340	1,022 530
2,022	222 (11%)	224 (224・0)	町村率13%	52%
村数	設置村数	図書館数（本館・分館）		
744	16 (2.2%)	16 (16・0)		

これをみますと、1970年では、市では69.1パーセントの設置率ですが、町では11パーセント、村ではわずか2.2パーセントの設置率でしかありません。1980年になると、市のレベルでは図書館設置率81パーセントとかなり完成の域に達します（但し、分館には触れない）が、町村のレベルではまだ13パーセントという状態でした。そして現在では市ではほぼ100パーセントになりましたが、町村では52パーセントという状態です。

先ほど述べましたように1960年頃には図書館は沈滞していたのですが、それを打破する具体的な試みが1960年代に行われます。それが現在の日本の公立図書館の原点になっています。

2.2 「中小レポート」（1963）

公立図書館の運営方法が行き詰まった状況の中で、日本図書館協会は中小公共図書館運営基準委員会を設置します。そして活発な公立図書館12館を取り出し、実態調査を実施しました。その報告書として1963年に刊行されたのが『中小都市における公共図書館の運営』（「中小レポート」）です。この報告書は実態調査をもとにしましたが、そうした館の実態は、標準となる基準を設定できるような活動内容ではありませんでした。そこで新しい発想にもとづく大胆な内容を提起する内容になりました。この調査の目的は、「公共図書館の中核であり、第一線にあって直接民衆に触れるべき中小都市の公共図書館の在り方について1つのモデルを示す」

ことにありました。

公立図書館の本質的な機能については、「公共図書館の本質的な機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効率的かつ無料で資料を提供するとともに、住民の資料要求を増大させるのが目的である」と決めました。これは現在では当然のことですが、行事に励んだり、エリートへのサービスに力を入れたり、受験生の勉強部屋になったりという当時の図書館からすると、画期的なことでした。貸出を中心とするの考えをはっきりと提示したのが重要です。また「中小公共図書館こそ公共図書館のすべてである」と宣言しましたが、これも画期的なことです。それまでは都道府県立図書館や大規模公立図書館を図書館の手本としていたのですが、そうではなく中小公立図書館に自立と自信を植え付けたといえます。これは「コペルニクス的転回」とさえ言われています。

要するに都道府県立図書館などから中小公立図書館への転換、館内閲覧から館外貸出への転換といった、これまでの実践をくつがえす新しい考えを打ち立てたのです。しかし「中小レポート」がいう館外貸出とは、個人貸出よりも団体貸出でした。

この「中小レポート」については、各地で研究会や討論がされ大きな反響を呼びます。当然ながら都道府県立図書館などは冷やかに「中小レポート」をみていましたし、批判的でした。また「中小レポート」は人口5万人の人口にサービスするためには1年間に5,750冊の図書購入が絶対に必要であるとしていました。これは当時の書籍価格にすると262万8千円に相当します。そしてこれが最低額であると強調し、「住民に失望を与えるようなあまりにも貧弱な図書館はむしろつくるべきではない」と断言していました。しかし当時の都道府県立図書館の平均図書費は一部を除いて250万円であり、これは「中小レポート」が考える人口5万人の町の資料費よりも低かったのです。そうした点を取り上げて、現実的でないという批判も強かったのです。

こうした状況の中で、「中小レポート」を実践する図書館がでてきますが、何といっても重要なのは日野市立図書館の図書館活動です。

2.3 日野市立図書館（1965）

日本図書館協会事務局長の有山崧（ありやまたかし）は東京都日野市の住民で、1964年に日野市長を動かして、日野市は図書館設置を具体的に計画します。そして1965年8月には有山自身が市長に選出され、「中小レポート」の実務を担当していた日本図書館協会の前川恒雄を図書館長にして、1965年9月に開館しました。前川館長は「中小レポート」を運営の基本にすえ、さらにイギリスでの図書館視察の経験も踏まえて、市民へのサービスを展開していきます。なお1965年当時の日野市の人口は約76,000人でした。

何といっても画期的なのは、移動図書館1台による建物のない図書館という点でした。当時、各地の移動図書館は次第に利用が減り、活動は低迷していました。そうした移動図書館は読書普及に重点を置き、グループに貸出したり、特定の場所に数十冊の本を置くというのが一般的でした。「中小レポート」でさえ、貸出では団体貸出を強調していたのです。一方、日野市立図書館は個人貸出に徹底しました。そして「何でも、どこでも、誰にでも」をスローガンにして、利用者からのリクエストも受けつけたのです。

移動図書館での出発によって、図書館は学生の勉強部屋という認識は払拭され、貸出中心という考えが、市民に浸透していきます。また移動図書館によって日野市民が図書館を広く理解するということも可能になりました。すでに日野市立図書館の開館当初から、移動図書館から分館、そして中央館という全域サービスの構想ができていたのです。最初の分館は1966年で、それ以後次々に分館が設置され、1980年になると分館7、移動図書館2、中央図書館というシステム、すなわち市民の読書をささえるシステムとしての図書館ができていました。なお1980年当時の日野市の人口は約145,000人です。

また子どもへのサービスを重視しました。当時の日本の公立図書館では、子どもへのサービスは貧弱で、児童書を置いていない図書館さえありました。子どもの図書館利用を成人よりも一段低くみる考え方、さらに学校図書館があれば公立図書館の児童室は不必要という考えもありました。日野市立図書館は従来のような読書運動に力を注ぐよりは、子どもへのサービスに力を注ぐ方が賢明だと考えました。押しつけや指導は排除し、質のよい児童書を揃えて、子どもが自分で選び、成長に合った読書ができる環境作りに努力しました。その結果、貸出冊数の60パーセントが児童書になり、日野市の子どもにとって図書館は欠かせないものになったのです。

こうしたサービスをするには新鮮な本が多く必要になります。開館の翌年の1966年の図書館資料費は1,000万円を超えていました。これより多かった資料費は都道府県立図書館6、政令指定都市2、東京の区立2、合計10館でした。それほどの額を人口76,000人の日野市が拠出したのです。なお人口7万人以上8万人未満の23の町の平均資料費は92万で、桁が2つも違ったのです。

そして日野市立図書館の実践は周辺の府中、町田といった市に広まり、模範として日本全国に影響力を持つことになります。「中小レポート」はあくまで提言でしたが、日野は現実の図書館活動の手本を示したことで、日本の公立図書館を指導していくことになるのです。

2.4 『市民の図書館』（1970）

1970年に日本図書館協会は『市民の図書館』を発行します。これは1968年以降、続けられてきた日本図書館協会の「公共図書館振興プロジェクト」の成果としてまとめられたものでした。『市民の図書館』は、「中小レポート」の理論と日野市立図書館の実践を視野に入れて、明快な主張を行いました。もちろん中小図書館のための、すなわち市民に一番近いところに位置する図書館のための指針書です。

『市民の図書館』は、まず公立図書館を「国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を社会的に保証する機関である」と規定しました。そして、公立図書館の基本的機能を、「資料を求めるあらゆる人々に、資料を提供すること」と定めました。そしてこれを実現するために、市立図書館が当面行うべき最重点目標として、次の3つを示したのです。

- 1 市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと（資料提供）
- 2 児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること（児童サービス）
- 3 あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近かに置くために、全域へサービス網をはりめぐらすこと（全域サービス）

「中小レポート」は学術的で図書館員を対象にしていますが、『市民の図書館』は新書版150頁で、明快でわかりやすく、一般の市民や自治体の首長や議員にも広く読まれたのです。そして市長や議員に「図書館は票に結びつく」といった認識さえ生み出すことになりました。既述のように1970年代に図書館数は大きく伸びましたが、それには日野市立図書館の実践と『市民の図書館』が大きく関係しています。

2.5 東京都の図書館振興対策（1970年）

1969年、東京都知事の提案により「図書館振興対策プロジェクトチーム」が設置され、1970年に『図書館政策の課題と対策：東京都の公共図書館の振興施策』がまとめられました。そして東京都の中期計画に重点施策として盛り込まれることになりました。その中心課題は「都民のための図書館づくり」で、そのための目標として以下の4つを掲げています。

- 1 くらしの中へ図書館を
- 2 都民の身近かに図書館を
- 3 図書館に豊かな図書を
- 4 司書を必ず図書館に

そして具体的な内容としては、サービスの重点を資料の貸出と児童サービスにおき、住民の20パーセントを貸出登録者に、年間1人当たり4冊の貸出、700メートル圏内に1館の図書館、蔵書は人口1人当たり2冊、専門職制度の確立などを挙げました。

一方、東京都が果たすべき課題として、図書館建設費の2分の1の補助、および既設か新設かを問わず3年間資料費の2分の1の補助といった財政援助を講じ、1971年から開始しました。建設費は1975年度、資料費は1976年度で補助は打ち切られます。それでも1970年代に東京都の公立図書館は飛躍的な発展を遂げました。1970年には東京都多摩地区の図書館数は14館にすぎませんでしたが、1978年には83館になり、東京都23区の図書館も68館から195館に大きく伸びたのです。また1970年には東京都多摩地区の人口1人当たりの貸出冊数は0.53冊でしたが、1978年には3.64冊になり、東京都23区の図書館も0.44冊から2.16冊に大きく伸びました。なお残念なことに、提言に盛り込まれていた専門職制度は実現しませんでした。

2.6 図書館づくり住民運動

1970年に親と子の読書運動を続けている団体や、地域・家庭文庫の連絡組織として「親子読書・地域文庫全国連絡会」（親地連）が発足しました。さらに1969年から1970年にかけて、東京都練馬の地域文庫読書サークル連絡会を初めとして、全国各地に連絡会ができました。文庫の実数は把握が困難ですが、児童図書館研究会の『年報子どもの図書館1975年版』には、全国で2,064の文庫が記載されています。これらの文庫は単独で自主的な活動をするだけでなく、互いに横の連絡を取り合いながらさまざまな要求運動を展開するようになりました。そうした要求は次第に、単に文庫活動充実のための要求に留まらず、地域の図書館づくり住民運動に発展していきます。

図書館問題研究会が1972年に刊行した『図書館要求（請願・陳情）事例集稿』は22件、1973

年の事例集には33件の全国各地の図書館づくり運動が詳細に報告されていますが、それらの多くは文庫活動を続けている団体が中心となつての運動でした。文庫関係者は日常の文庫活動を通じて、地域の子どもと住民にとって必要な本や読書環境は何か、また図書館サービスのあり方を身をもって学んだと言えます。文庫活動や図書館要求運動の中から、住民自らが公立図書館のあるべき姿を学びとり、それを住民の権利として社会に要求していったというのが特徴だと思います。これには1970年代に入って、公害追放運動や消費者運動など、各種の国民運動が高まったことと無縁ではありません。図書館づくり住民運動は「すべての人びとへの図書館サービス」を考える場合に、絶対に無視できない運動です。

2.7 障害者サービス（1970年）

1970年の視覚障害者読書保障協議会（視読協）の発足は、公立図書館における障害者サービスの幕開けになりました。1969年に、東京都の視覚障害者の大学生が中心となつて、公立図書館を一般の人たちと同じように自由に利用したいと要求して、都立日比谷図書館と話し合いました。要求の内容は、(1)有料の点訳・朗読者を用意し、東京都が適当な報酬を支払う、(2)そのために専任の職員を配置する、(3)点訳・朗読のための設備を改善するなどでした。日比谷図書館側は一定の理解を示し、1970年から対面朗読サービスを開始します。学生たちは1970年に視読協を結成し、読書権を保障する取り組みを進め、こうした運動の中心団体として大きな影響力を持つようになります。日本図書館協会の全国大会でも1974年にはじめて障害者サービスの部会が開催されました。障害者サービスは、さらに寝たきりの人へのサービス、高齢者サービス、多文化サービスという形で展開し、図書館サービスにとって欠かせない重要な側面になってきています。

2.8 滋賀県の図書館振興策（1981）

国や県も公立図書館の振興のために財政的な補助をしています。それほど目立つものではありません。そのなかで1981年から滋賀県が実施している振興策は、滋賀県全域に公立図書館サービスを展開するために、強力な財政援助を行い、図書館の整備およびサービスを大きく進展させたという点で重要です。

滋賀県では1981年度から振興策を実施しますが、図書館施設整備費と図書購入費への補助が柱になっています。図書館施設整備費補助は図書館法の最低基準を満たしていること（司書資格を持つ図書館長を置くこと、人口に応じた司書を配置することなど）、図書購入費補助は年間購入冊数が人口1,000人当たり125冊以上であることという補助条件があります。例えば1991年度からは、開館時に専任の司書を配置し、20,000冊以上の図書を備えた場合、その図書費の3分の1（上限1,000万円）を補助するという制度が実施されました。そして購入図書冊数が人口1,000人当たり125冊以上である場合、補助期間の年数によって、補助率を3分の1から5分の1に漸減させながら、10年間の補助を行いました。

この振興策によって、1981年に大津市の新館、1983年に長浜市に新設館、1987年にマキノ、愛東、栗東の3館というふうに、次々に公立図書館が設置されていきます。1995年になると、

市での図書館設置率は100パーセント、町村も44パーセントと図書館整備が非常に進みました。

1985年以降、滋賀県下に図書館設置の機運が高まったのは、八日市市やその後にできた図書館が意欲的に展開した活動が、地域の住民だけでなく周辺自治体の住民にも図書館への認識を植え付け、図書館設置への要求を掘り起こし、それらの自治体の議員や理事者を動かしたことが大きく影響しています。これは図書館新設にあたって、そのほとんどが外部から専門家を図書館長として招いたこととも関係しています。

滋賀県はこのように非常に積極的な公立図書館振興策を実施したのですが、その中心を果たしたのが滋賀県立図書館です。それまでの都道府県立図書館とは相違して、滋賀県立図書館は市町村立図書館をバックアップするという思想を最も重視しました。あくまで住民に近いところにある市町村立図書館が第1線の図書館で、それを背後から支えるのが県立図書館という考えです。1980年以降に町村立図書館は増えていきますが、これには滋賀県の実例が大きな役割を果たしています。

おわりに

アメリカと日本を例に、全域サービスへの取り組みの展開と思想的転換点を示してきました。最後に図書館設置について、少しアメリカと比べておきましょう

<表 6> 公立図書館数：日本とアメリカ

	年	人口	図書館数	1館当たりの人口
アメリカ	2004	2億9千万	16,900館	17,088人
日本	2007	1億3千万	3,100館	41,935人

アメリカの水準、すなわち約17,000人に1つの図書館を設置しようとする、日本では7,611館の図書館が必要です。現在3,100館ですから、さらに4,500館の整備が必要になります。これまで設置してきた図書館数よりも、はるかに多くの図書館が必要ということになります。1年間に従来どおり60館から70館の設置を続けても、アメリカのレベルに達するには70年が必要ということになります。このように考えますと、日本の公立図書館設置は英米と比較して大幅に遅れているのがはっきりすると思いますし、図書館設置は21世紀でも依然として最も重視すべき事柄です。

参考文献（日本について）

- 日本図書館協会『日本の図書館』1959-
- 日本図書館協会『図書館白書1980：戦後公共図書館の歩み』
- 日本図書館協会『図書館白書1979』
- 日本図書館協会『図書館白書1977：日本の図書館の現状と課題』
- 日本図書館協会『図書館は いま：白書・日本の図書館1992』
- 日本図書館協会『図書館は いま：白書・日本の図書館1997』

川崎：「全域サービスを考える：日米での歴史と現状」

日本図書館協会『近代日本図書館の歩み：年表』1994.

「公共図書館：昭和後期」日本図書館協会『近代日本図書館の歩み：本篇』1993, p. 253-280.

日本図書館協会『中小都市における公共図書館の運営』（中小レポート）1963.

日本図書館協会『市民の図書館』1970.

前川恒雄『移動図書館ひまわり号』筑摩書房, 1988.

石井敦・前川恒雄『図書館の発見』日本放送出版協会, 1973.

図書館問題研究会編『図書館づくり運動入門』草土文化, 1976.

児童図書館研究会『年報子どもの図書館1975年版』

図書館問題研究会『図書館要求（請願・陳情）事例集稿』1972.

図書館問題研究会『図書館要求（請願・陳情）事例集稿』1973.

（本稿は2009年3月12日に上海図書館で開催された上海市図書館学会主催の講演会をもとにしている。当日は午後1時半から4時半まで、講演と質疑応答を行った）